

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
宮本建設工業（株）	福岡県北九州市門司区春日町21-25

2. 指名停止措置期間

平成28年11月 9日 から 平成29年 3月 8日 4ヵ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、宮本建設工業（株）の代表取締役が、建設業許可更新等の際、虚偽記載した貸借対照表を県に提出したとして、平成28年9月29日、福岡県警に建設業法違反容疑で逮捕されたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当し、前記措置要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。本件については、指名停止4ヵ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 入江 正利 (内線2511)

総務部経理調達課長 中野 靖久 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 杉浦 敏樹 (内線2512)